

リース資産・リース債務の計上に関する基準

町田市会計基準に定めるリース資産・リース債務の計上については、以下のとおり取扱うものとする。

第1 用語の定義

- 1 「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。
- 2 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。
- 3 「リース取引開始日」とは、借手が、リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。

第2 ファイナンス・リースの要件

ファイナンス・リース取引とは、以下の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当し、かつ(4)又は(5)のいずれかに該当する取引のことをいう。

- (1) 予算科目が使用料及び賃借料で計上されていること
- (2) 債務負担行為が設定されていること
- (3) 賃貸借期間が1年を超えるものであること
- (4) リース期間満了後に所有権移転が行われるものであること
- (5) 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上であること

第3 会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

なお、ファイナンス・リース取引以外のリース取引については、通常の賃貸借取引として会計処理を行う。

第4 リース資産・リース債務の計上時期

ファイナンス・リース取引のリース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する。

第5 リース資産・リース債務の計上額

リース資産及びリース債務の計上額は、原則として、ファイナンス・リース取引のリース契約締結時に合意されたリース料総額とする。

第6 所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するリース資産の減価償却

- 1 第2(4)に該当するリース資産の減価償却は、取得した翌年度から開始する。
- 2 第2(4)に該当するリース資産の減価償却費は、原則として「固定資産の計上に関する基準」に定める耐用年数とし、定額法で残存価額を1円として算定する。

第7 その他のファイナンス・リース取引に該当するリース資産の減価償却

- 1 第2(5)に該当するリース資産の減価償却は、初回のリース料支払月の属する年度から開始する。
- 2 第2(5)に該当するリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、定額法で残存価額をゼロとして算定する。

附 則

この基準は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2012年12月10日から施行する。

附 則

この基準は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、2018年4月1日から施行する。